

# 滋賀医科大学財務委員会規程

平成16年4月1日制定

令和2年7月1日改正

(設置)

**第1条** 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第12条第2項の規定のに基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）に、本学における適切な予算配分及び効率的な執行、並びに適正な財務状況の把握に関し、必要な事項を審議するため、財務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算の配分に関する事項
- (2) 予算の執行に関する事項
- (3) 資金運用に関する事項
- (4) その他財務に関する事項

(責務)

**第3条** 委員会は、学長が経営責任を明確化し、機動的・戦略的な大学運営を行うための財務全般に関する諸施策について、学長、役員会及び経営協議会に対し意見を述べることを責務とする。

(組織)

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 財務担当の理事
- (2) 医学科長
- (3) 看護学科長
- (4) 医学部附属病院の職員 若干名
- (5) 事務職員 若干名
- (6) その他、委員長が必要と認める者

2 前項第4号及び第6号の委員は、委員長の指名を経て学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第5号の職員は、委員長が指名する。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置き、財務担当の理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事等)

**第6条** 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第7条** 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の委員会への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

**第8条** 委員会の事務は、会計課において処理する。

(雑則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。